

学校選択の手続きについて

■希望校の変更はできますか？

下記期間中1回に限り希望校を変更できます。
また、変更申請を加えた希望調査結果については、11月下旬に住之江区のホームページで公表する予定です。

受付期間 令和6年11月15日（金）から11月21日（木）
9時～17時30分（11月15日のみ19時まで）

受付場所 住之江区役所窓口サービス課（住民登録）1階⑦番窓口
必ず保護者の方が直接お越しください。
（郵送、お電話では受付できません）

持参物 希望調査結果通知書、保護者本人と確認できる書類
（マイナンバーカード、運転免許証、保険証等）

■希望者数が受入可能人数を超えた場合はどうなりますか？

通学区域外からの入学希望者を対象に公開抽選を行い、入学者を決定します。

施設一体型小中一貫校 公開抽選日 **令和6年12月4日（水）**
学校選択制 公開抽選日 **令和6年12月9日（月）**

■抽選はどのように行われますか？



抽選の対象となる方には別途個別に抽選通知を送付します。抽選場所、時間等については抽選通知に記載します。

発送期間 令和6年11月下旬～12月上旬

- 抽選方法**
- ① **第一希望者のみで受入人数枠を超えた場合**
⇒第一希望者のみで抽選を行い、第二希望者以降の方の受入はありません。
 - ② **第一希望者のみでは受入人数枠を超えない場合**
⇒第二希望者の受入を行います。第二希望者までで受入人数枠を超える場合、第二希望者のみで抽選を行います。

抽選結果 抽選日以降に住之江区役所に掲示するとともに、住之江区ホームページに掲載します。
なお、12月下旬に送付する就学通知書をもって抽選結果の通知といたします。

■抽選でもれた場合はどうなりますか？

お住まいの通学区域の学校に入学することとなりますが、第一希望校の補欠として登録され、順位が決定されます。

注意 第二希望校での受入が可能な場合には、第二希望の学校が入学先として決定し、第一希望校の補欠として登録されません。**第一希望の学校のみを希望する場合は第二希望欄に学校名は記載しないでください。**

■補欠の登録、順位とは？

国立や私立への入学による入学辞退者などで受入人数枠に空きが発生した場合、抽選もれた第一希望者を順に繰り上げます。その際、補欠に登録された方を決定された順位により繰り上げることとし、その登録順位についても合わせて抽選します。

注意 通学区域外の学校への入学が決定された方が、入学を辞退して通学区域の学校に変更することや、第二希望校への入学が決定された方が、入学を辞退して第一希望校の補欠に変更することはできません。

国立や私立に入学が決まったらどうすればよいですか？

区内の公立小・中学校へ入学せず、国立・私立の学校に入学する方は、速やかに申し出てください。

期限 小学校：令和7年2月7日（金） 19時まで
中学校：令和7年2月14日（金） 19時まで

申出先 住之江区役所窓口サービス課（住民登録） 1階⑦番窓口

送付先 住之江区役所窓口サービス課（住民登録）
〒559-8601 大阪市住之江区御崎3丁目1番17号

持参物 実際に入学する学校から発行される「入学許可証」（原本）



住之江区内の市立小・中学校に入学しない場合は必ずお知らせください！

住之江区外への引越しや、国立・私立学校への入学が決定したことにより、住之江区内の小・中学校へ入学しない方は、速やかに区役所までお申し出ください。手続きを怠ったり申し出が遅くなったりすると、補欠の繰上ができなくなりますので、ご協力をよろしくお願いします。